

○拓殖大学図書館資料選択基準

平成16年7月9日

基準第1号

(目的)

第1条 この基準は、拓殖大学図書館規程(以下「規程」という。)第14条及び拓殖大学図書館資料管理規程(以下「管理規程」という。)第7条に基づき、図書及びその他の資料(以下「資料」という。)の選択に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選択基準)

第2条 選択基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学図書館として備えるべき基本的な資料
- (2) 拓殖大学(以下「本学」という。)のカリキュラムに則した資料
- (3) 本学を構成する各専門分野の資料
- (4) 本学図書館の特徴を形成する独自の資料(旧外地関係資料及び社史等)
- (5) 本学の歴史に関する資料

(購入資料の選択)

第3条 購入資料の選択は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規程第9条に定める図書館委員会委員(以下「委員」という。)は、前条の基準に基づき資料を選択する。
- (2) 規程第9条第2号の委員は、所属学部等の希望資料を取りまとめる。
- (3) 教養教育に関する資料は、規程第9条第2号の委員のうち、該当する分野の委員が取りまとめる。
- (4) 館長が指名する図書館事務職員は資料の選択ができる。

(受贈資料の選択)

第4条 受贈資料の選択は、原則として館長が指名する図書館事務職員が行い、館長に報告する。

(研究費等による購入資料の取扱)

第5条 研究費等により購入した資料で、図書館に寄託されたものについては、前条を準用する。

(事務)

第6条 資料選択の事務は、図書課及び八王子図書課が行う。

(改廃)

第7条 この基準の改廃は、図書館委員会の議を経て、事務局長が決定する。

附 則

- 1 この基準は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 拓殖大学図書館資料選択基準(平成13年3月8日基準第3号)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。